

大垣市地域プロジェクトマネージャー設置要綱

(設置)

第1条 市の重要プロジェクトに関して、専門的な立場から関係者間の調整を行い、現場責任者の立場でプロジェクトを推進する人材を配置し、当該プロジェクトを着実に成果につなげていくため、地域プロジェクトマネージャー推進要綱(令和3年3月31日付け総行応第76号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)に基づき、大垣市地域プロジェクトマネージャー(以下「地域プロジェクトマネージャー」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要プロジェクト 市の行政施策に関する事項のうち、地域活性化に資する施策として、大垣市未来ビジョンに位置づけられたものであって、市長が指定するものをいう。
- (2) 3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定により指定された地域をいう。
- (4) 都市地域 条件不利地域を有しない市町村をいう。

(任務)

第3条 地域プロジェクトマネージャーは、市の重要プロジェクトの推進に当たり、自身の持つノウハウや人的ネットワークを活用して次に掲げる業務を行う。

- (1) 成果目標の設定及び共有
- (2) プロジェクトチームの編成及び運営
- (3) プロジェクト全体の進行管理、市長等への報告、連絡及び相談並びにフィードバック
- (4) 関係者への説明及び提案
- (5) 行政、地域及び民間の間の調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重要プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める事項

(任用等)

第4条 地域プロジェクトマネージャーは、原則として公募により選定し、市長が任用する。

2 地域プロジェクトマネージャーは、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 3大都市圏内の都市地域並びに札幌市、仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち条件不利地域以外の地域に生活の拠点を置く者であって、任用の日以降、市内に住民票を移すもの。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア 大垣市において過去に次のいずれかに該当する活動をした経験があり、かつ、任用時に市内に住所を有するとともに生活の拠点がある者

(ア) 大垣市地域おこし協力隊設置要綱第2条に規定する大垣市地域おこし協力隊の隊員

(イ) 廃止前の地域おこし企業人交流プログラム推進要綱(平成27年3月3日付け総行応第70号総務省地域力創造審議官通知)に規定する地域おこし企業人

(ウ) 地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)に規定する地域活性化起業人

イ 大垣市以外の市町村において過去に地域プロジェクトマネージャー推進要綱第3に規定する地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時に市内に住所を有するとともに生活の拠点がある者

(2) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有すると市長が認める者

(3) 市の実情を理解していると市長が認める者

(4) 心身が健康で、かつ、地域プロジェクトマネージャーとしての意欲と情熱を持っていると認められる者

(身分)

第5条 地域プロジェクトマネージャーは、地方公務員法(昭和25年法律第26号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(勤務条件等)

第6条 地域プロジェクトマネージャーの勤務時間、休日等については、大垣市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第33号)に定めるところによる。

(報酬等)

第7条 報酬等については、大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例(令和元年条例第6号)の定めるところにより支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。